

日 月 送 受 号 課 局 議 合				欄 号 課 局 管 主			
第 号 送 受 月 月 日 日	第 号 送 受 月 月 日 日	29		28号		昭和 2. 16	
		29		28号		昭和 2. 16	
		29		28号		昭和 2. 16	
年 月 日 課 長 主任 外 課 外 課 長				案 起 昭 和 26 年 2 月 16 日 合 校 行 施 2 月 16 日 受 局 付 課 月 第 日 号 起 案 用 紙 (丙)			
周 東 地 方 民 事 部 厚 全 部 へ 提 示 了 之 期 報 告 以 後 以 同 了 申				総 務 課 長 統 計 課 長 社 会 局 長 児 童 局 長			

丙

標記を併せ、関東民事部より関東運輸調整中

民事部より、従来、関東民事部管下一部九州迄

別紙、覚書に基ついた報告より、別紙写しより

改定された下、西支考案に送付す。

寫



關連合第五三三號
昭和二十六年二月九日

關東連絡調整事務局長

裏面白紙

厚 生 部 關 東 地 方 民 事 部 厚 生 部 へ 排 出 する 定 期 報 告 の 改
 合 一 号 往 信 止 附 録 左 記 上 一 月 分 履 行 方 然 申 越 ぐ 取
 計 相 成 右 覺 書 止 御 詳 悉 の 通 分 履 行 方 然 申 越 ぐ 取
 不 本 覺 書 報 告 内 容 上 記 報 告 全 部 述 べ 民 事 部 へ 右
 出 づ べ 民 事 部 報 告 書 厚 生 部 報 告 書 合 併 申 越 ぐ 取
 送 追 付 け 報 告 書 厚 生 部 報 告 書 合 併 申 越 ぐ 取
 各 欠 頁 へ 更 一 頁 越 え 接 続 する よう 係 づ り 込 み
 は 欠 更 一 頁 越 え 接 続 する よう 係 づ り 込 み

裏面白紙

おかれたい

第二部(厚生課へ提出する報告)

提出者(民生部長)

提出期日 各月報はその次の月の二十六日以前に民事部に到着するよう

これを提出する。年報は出来得る限り速にこれを提出する。

報告内容 厚生省の訓令により本年一月一日以降実施すべき各月報及び

年報の総ての写一部に新規に定められた報告様式により厚生省に

提出する総ての報告についてその写一部を民事部に提出しな

く、厚生省の要求に従い都県民生部が本年一月一日より同三十

一日に至る期間にたいして作成した諸報告の写をもつて従来当

民事部が要求していた諸報告の写する。一関東連

を提出せよとの意。従来この形式に代るものとする。一

を提出せよとの意。従来この形式に代るものとする。一

を提出せよとの意。従来この形式に代るものとする。一

を提出せよとの意。従来この形式に代るものとする。一

を提出せよとの意。従来この形式に代るものとする。一

を提出せよとの意。従来この形式に代るものとする。一

を提出せよとの意。従来この形式に代るものとする。一

を提出せよとの意。従来この形式に代るものとする。一

を提出せよとの意。従来この形式に代るものとする。一

を提出せよとの意。従来この形式に代るものとする。一

を提出せよとの意。従来この形式に代るものとする。一

を提出せよとの意。従来この形式に代るものとする。一

を提出せよとの意。従来この形式に代るものとする。一

を提出せよとの意。従来この形式に代るものとする。一

寫



關連合第五四号

昭和二十六年二月九日

關東連絡調整事務局長

關東地方民事部厚生部へ提出する定期報告

の各種報告中同日の覚書により民事部へ提出すべき報告写は左記
る通りであるから右に記した通り直接貴庁へ送付済との趣
てなお報告書に併記したい。厚生省より直接貴庁へ送付済との趣

省厚生大臣第八号(都道府県知事)昭和二十五年十二月十九日付厚生
第五五令第八号(厚生省報告例改正)の件(参照) 月報
第五六 施設費、施設外で生活保護法による保護をうけた世帯人員及び保
帯人員及び生活保護法による保護をうけた世帯人員及び保

裏面白紙

第 八 七	第 八 五	第 八 四	第 八 三	第 八 二	第 八 一	第 七 〇	第 七 九	第 七 八
本 信 写 送 付 先 厚 生 省 渉 外 課	本 信 送 付 先 一 都 九 県 知 事	本 信 送 付 先 一 都 九 県 知 事	本 信 送 付 先 一 都 九 県 知 事	本 信 送 付 先 一 都 九 県 知 事	本 信 送 付 先 一 都 九 県 知 事	本 信 送 付 先 一 都 九 県 知 事	本 信 送 付 先 一 都 九 県 知 事	本 信 送 付 先 一 都 九 県 知 事
児 童 福 祉 社 会 主 事 取 扱 件 数	児 童 福 祉 社 会 主 事 取 扱 件 数	児 童 福 祉 社 会 主 事 取 扱 件 数	児 童 福 祉 社 会 主 事 取 扱 件 数	児 童 福 祉 社 会 主 事 取 扱 件 数	児 童 福 祉 社 会 主 事 取 扱 件 数	児 童 福 祉 社 会 主 事 取 扱 件 数	児 童 福 祉 社 会 主 事 取 扱 件 数	児 童 福 祉 社 会 主 事 取 扱 件 数
同 年	同 年	同 年	同 年	同 年	同 年	同 年	同 年	同 年
報	報	報	報	報	報	報	報	報

裏面白紙

HEADQUARTERS
KANTO CIVIL AFFAIRS REGION
APO 500

KA 319.1

7 February 1951

MEMORANDUM THRU: Kanto Liaison and Coordination Office

FOR: The Governor
Tokyo-To
Chiba Prefecture
Gunma Prefecture
Ibaraki Prefecture
Kanagawa Prefecture
Nagano Prefecture
Saitama Prefecture
Shizuoka Prefecture
Tochigi Prefecture
Yamanashi Prefecture

SUBJECT: Recurring Reports

Section II of Inclosure 1 to Memorandum, this headquarters, file and subject as above, 5 January 1950, is rescinded and Inclosure 1 hereto substituted therefor.

FOR THE CHIEF:

GEO. B. NIBLOCK Jr.
Lt Col, Infantry
Deputy Chief

1 Incl
Sec II (in dupe)

Copy Furnished:
Chief, CAff Sec.
GHQ, SCAP

裏
面
白
紙

319.1

5 Jan 50

SUBJECT: Catalog of Recurring Reports Required from
Japanese Prefectural Officials

SECTION II

(Reports required by the Public Welfare
Section)

1. By whom submitted: Chief, Welfare Department
2. When submitted: Monthly reports will be submitted to arrive at this headquarters prior to the 26th of the following month. Annual reports will be submitted as soon as practicable.
3. Nature of Contents: A copy of all monthly and annual reports which, according to instructions received from the Ministry of Welfare, were to be effective beginning 1 January 1951. It is essential that a copy of all reports required by the Ministry of Welfare, in the new reporting procedure, be submitted to this headquarters.
 - a. A copy of the reports prepared by the Prefectural Welfare Department, covering the period from 1 January 1951 to 31 January 1951, as required by the Ministry of Welfare, will be substituted for those reports previously requested by this headquarters.

(Revised 7 Feb 51)

裏
面
白
紙